

## 個人識別符号

法律	政令	総務省令	
特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもののうち政令で定めるもの	細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列		
	顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌		
	虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様		
	発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化		
	歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様		
	手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状		
	指紋又は掌紋		
個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもののうち政令で定めるもの	旅券の番号		
	基礎年金番号		
	免許証の番号		
	住民票コード		
	個人番号		
	発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号	国民健康保険被保険者証の記号、番号及び保険者番号	
		後期高齢者医療被保険者証の番号及び保険者番号	
	その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号	介護保険被保険者証の番号及び保険者番号	
		健康保険被保険者証の記号、番号及び保険者番号	
		健康保険高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
		船員保険被保険者証の記号、番号及び保険者番号	
		船員保険高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
		出入国管理及び難民認定法第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号	
		出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号	
		私立学校教職員共済加入者証の加入者番号	
		私立学校教職員共済加入者被扶養者証の加入者番号	
		私立学校教職員共済高齢受給者証の加入者番号	
		国民健康保険高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
		国家公務員共済組合組合員証の記号、番号及び保険者番号	
		国家公務員共済組合組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	
		国家公務員共済組合高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
		国家公務員共済組合船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	
		地方公務員等共済組合組合員証の記号、番号及び保険者番号	
		地方公務員等共済組合組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	
		地方公務員等共済組合高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	
		地方公務員等共済組合船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	
	雇用保険被保険者証の被保険者番号		
	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号		